



事務連絡
令和4年12月27日

全国生活衛生同業組合中央会 御中
各全国生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

インボイス制度に係る支援措置について

消費税のインボイス制度については、令和5年10月1日から施行されますが、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正の大綱において、インボイス制度に関する様々な負担軽減措置が講じられることとなりました。また、こうした負担軽減措置に加え、令和4年度第2次補正予算においても、中小・小規模事業者向けの持続化補助金・IT導入補助金の拡充が行われています。

これらの支援措置やインボイス制度について解説したリーフレットが財務省ホームページや国税庁ホームページで公表（下記のURL）されましたので、全国生活衛生同業組合中央会及び各全国生活衛生同業組合連合会におかれましては、組合員の皆様にインボイス制度の内容・支援措置を理解いただけますよう、これらのリーフレットについて周知を図られるようお願いいたします。

【インボイス制度の支援措置】

（財務省ホームページ）

リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf



【インボイス制度の解説】

（国税庁ホームページ）

リーフレット「免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日から インボイス制度が始まります!」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

